

シリーズ

第1回

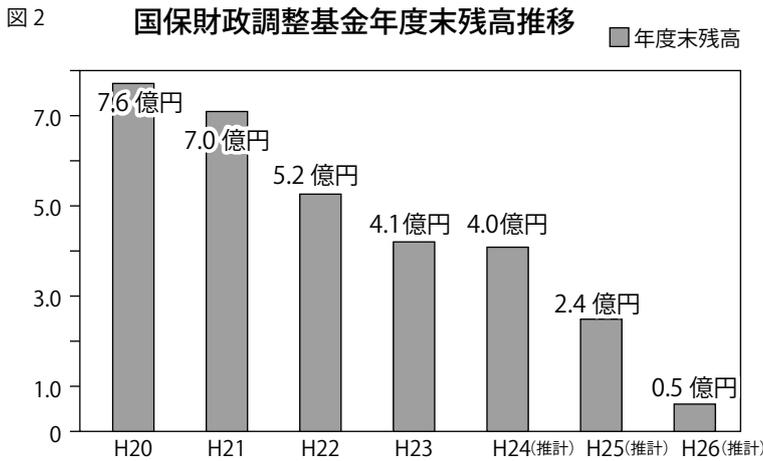
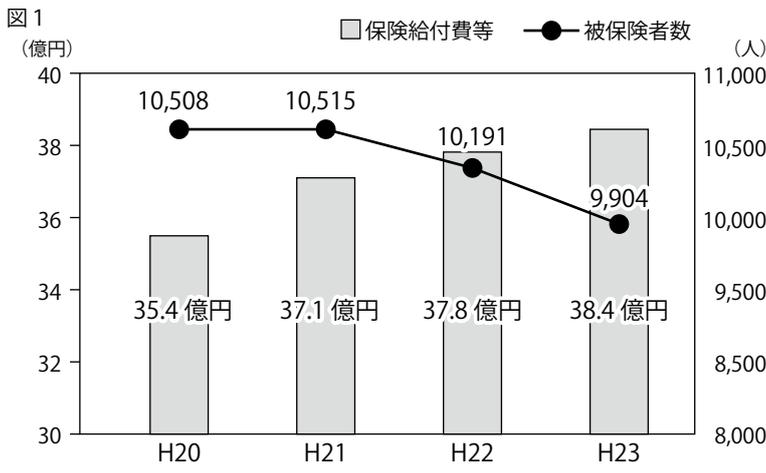
「国保の財政状況」

庄原市国保の将来のために

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

高齢者人口の増加や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などによって医療費が増加し、庄原市国民健康保険(国保)の財政運営が厳しい状況になっています。

国保の財政運営は加入者の皆さんが病院にかかったときの医療費から、窓口でお支払いただく一部負担金(1割(3割)と国・県からの補助金や交付金などを差し引いた残りの部分を



国民健康保険税(国保税)で負担するしくみになっています。  
加入者は減少、給付費等は増加

図1のとおり、20年度から23年度までの間に、国保加入者数は5.7%(604人)減少しています。一方、かかった医療費や後期高齢者医療、介護保険を支えるために国保から支払う額の合計は、8.6%(約3億円)増加しており、今後も年々増加し続けることが予想されます。

減り続ける国保財政調整基金

庄原市国保には、医療費の動向などで財源が不足する時に使うことができる「財政調整基金」という貯金があります。

平成20年度時点で7億5千8百万円あった基金残高は、3年間で3億5千万円を取り崩したため、4億1千万円まで減少しています。このままでは3年後には、国保財政の赤字を基金でカバーしきれなくなる

ことから、適正な時期に国保税率の見直しを行うよう検討しています。(図2)



国保Q&A

**Q** 医療機関から「交通事故の場合、健康保険は使用できない」と言われました。どうすればいいのですか？

**A** 市に届けると、保険診療の適用を受けられる場合があります。

交通事故やけんか、他人の犬に噛まれたなど第三者の行為によってケガをしたり病気になったりした場合、医療費は加害者(第三者)が支払うべきもので、原則として保険診療の適用は受けられません。

しかし、加害者(第三者)と話し合いがつかなかったり、治療費の支払いが不十分であったり遅延したりしている場合には、市に「第三者行為による傷病届」を提出して認められれば、保険診療の適用を受けることができます。

この場合、一時的に庄原市国保が立替払いをし、その治療費を第三者に請求することになります。

